

平成二十年十一月十一日受領  
答弁第一七七号

内閣衆質一七〇第一七七号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問に対する答弁書  
一について

先の答弁書（平成十九年六月八日内閣衆質一六六第二七八号）の八について等でお答えしたとおりであり、川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。

二及び三について

川口賞は、合計十三の大使館等及び合計二十一名の関係者にそれぞれ授与されており、受賞者名等は外務省ホームページに掲載されている。

四について

御指摘の期間においては、川口賞の授与は行われていない。

五から七までについて

外務省において保存されている文書を確認したところ、先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇一号）の八についてでお答えした、選考委員会の委員のうち外務省職員でない者に対して支払われた総額十六万六千六百六十五円の謝金の他に、表彰に関連する費用として十二万三千三百二十三円が支

出された。これらは、租税等を財源とする予算より、会計手続にのっとり、適正に支出された。八について

先の答弁書（平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六六号）の七について及び先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇一号）の十についてでお答えしたとおり、外務省としては、川口賞を創設し、外務省職員に授与したことが、外務省職員の士気の向上に寄与するものであったと考えている。各受賞者の表彰理由は多岐にわたるため、外務省職員の士気の向上による外交への具体的な効果について一概にお答えすることは困難であるが、外務省としては、外務省職員が、受賞者を模範として高い使命感と意欲を持って職務を遂行することにより、我が国の外交を積極的に展開することに資しているものと認識している。